令和5年4月1日　船橋市下水道部下水道河川管理課

新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、当分の間、市税の滞納の有無については、申請要件として取り扱わないこととなりました。

そのため申請書類として記載している「市税納付確認書」は提出不要です。

提出いただいた場合、処分（又は返却）させていただきますので予めご了承ください。

なお、取扱いに変更が生じた際は、市ホームページ等でお知らせいたします。